

飯塚市スポーツ大会開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるスポーツの振興、地域の活性化を図るため、スポーツ大会を市内で開催する団体に対し、予算の範囲内で飯塚市スポーツ大会開催補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年3月26日飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 市内で開催される九州大会以上の規模のスポーツ大会
- (2) 参加選手が50名以上の大会
- (3) 市内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する施設をいう。ただし、補助金の趣旨に合致しないと市長が認める施設を除く。)に宿泊する大会参加者(監督、コーチ、選手等大会要項等に必要な登録者をいう。)が延べ30人以上

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的または宗教的活動を目的とするもの
- (3) 国または地方公共団体等が実施するもの
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 前条の事業を実施する者で、次のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会又は公益財団法人日本レクリエーション協会に属する団体
- (2) 一般社団法人飯塚市スポーツ協会に属する団体
- (3) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体及びその構成団体又はそれらの団体に加盟する団体
- (4) 大会のために組織された実行委員会で前3号に掲げる団体を構成員として含む団体
- (5) その他市長が認める団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表1に別表2の金額を加えた額とする

(補助金等の交付申請)

第5条 市内で九州大会以上の規模のスポーツ大会を開催し、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大会の実施要項
- (2) 都道府県ごとの参加者数が分かる書類
- (3) 収支予算書
- (4) 宿泊施設、延べ宿泊者数が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、飯塚市スポーツ大会開催補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更し、又は取りやめしようとするときは、あらかじめ飯塚市スポーツ大会開催補助事業変更・取りやめ申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付決定の内容を変更し、又は交付決定を取り消した時は、飯塚市スポーツ大会開催補助金交付決定変更・取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、飯塚市スポーツ大会開催補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない

- (1) 収支決算書
- (2) 大会結果及び都道府県ごとの参加者数が分かるもの
- (3) 宿泊証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適性を認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、飯塚市スポーツ大会開催補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに飯塚市スポーツ大会開催補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第6条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、飯塚市スポーツ大会開催補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第9条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者へ当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 大会開催を中止した場合

(2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金を交付している場合は、当該取消しに係る部分の補助金の返還を命じるものとする。

(適用除外)

第13条 本市から別の補助金等の交付を受けている場合、本告示は適用しない

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

大会区分	金額	適用
全国大会	150千円	関東以北の都道県を含め、全国16都道府県以上から選手の参加があるもの
西日本大会	100千円	九州以外の4府県を含め、西日本地区6府県以上から選手の参加があるもの
九州大会	50千円	福岡県以外に3県以上から選手の参加があるもの

別表2

延べ宿泊者数	補助金の額
30 ～ 49	30,000円
50 ～ 99	50,000円
100 ～ 149	100,000円
150 ～ 199	150,000円
200 ～ 249	200,000円
250 ～ 299	250,000円
300以上	300,000円